

## 定期積金規定

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b> 当金庫は、お客様から当金庫所定の定期積金(以下「この積金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>6. (給付補填金等の計算)</b> (1) (略) (2) 約定どおり払込みが行なわれなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書表面(通帳)記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 ③ 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするときおよび第10条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ④ この計算の単位は100円とします。</p> <p><b>9. (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この積金契約は、第10条第2項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に契約することができ、第10条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金契約申込をお断りするものとします。</p> <p><b>11. (届出事項の変更、証書〔通帳〕の再発行等)</b> (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (略) (3) (略)</p> <p><b>12. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p><b>13. (印鑑照合)</b> この証書(通帳)、(払戻請求書)、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>5. (給付補填金等の計算)</b> (1) (略) (2) 約定どおり払込みが行なわれなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書表面(通帳)記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 (新設) ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ この計算の単位は100円とします。</p> <p><b>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この積金契約は、第9条第2項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に契約することができ、第9条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金契約申込をお断りするものとします。</p> <p><b>10. (届出事項の変更、証書〔通帳〕の再発行等)</b> (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (略) (3) (略)</p> <p><b>11. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>12. (印鑑照合)</b> この証書(通帳)、(払戻請求書)、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p>

変更後	変更前
<p><b>16. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この積金には、別に定める「『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に係る共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p><b>15. (規定の変更等)</b></p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、別に定める「『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に係る共通規定」が適用されるものとします。</p>